



# Global Tax Update

インド

税理士法人トーマツ

2015年4月

※本ニュースレターは、インドで発行された[ニュースレター](#)のうち、主要な項目についての参考抄訳です。

## デリー高等裁判所が AMP 費用への Bright Line Test の適用を否認

### (1) エグゼクティブサマリー

先頃、デリー高等裁判所は、インドで販売業を営む複数の企業(以下「本件納税者<sup>1</sup>」)の販売事業の一環として発生する広告、マーケティングおよび販売プロモーション(advertisement, marketing and sales promotion: 以下「AMP」)費用に係る移転価格調整に関して、判決を下した。

デリー高等裁判所は、AMP 費用が国際取引であることは認めたと、AMP 費用の増加が必ずしも、インド企業が国外関連者のブランド構築に貢献したことを意味するものではないという見解を示した。また、ブランドの価値は AMP 費用の負担だけではなく、風評、品質および事業に関するその他の事実の相乗効果により構築されるものであるとも述べた。これに基づき、デリー高等裁判所は、通常の AMP 費用を超える AMP 費用(以下「過大な AMP 費用」)の有無および本件納税者が負担したとされる「過大な AMP 費用」の対価に係る移転価格調整の要否の判断に Bright Line Test(明確な数値基準)を

適用することを否認した。

### (2) 事実関係

- 本件納税者は多国籍企業のインド子会社であり、国外関連者が製造した自社ブランド品の輸入、マーケティングおよび販売を行っていた。これらのブランド名に係る無形資産はそれらの国外関連者が所有していた
- 本件納税者に関するすべての事案において移転価格調査官は、LG Electronics India 訴訟特別法廷の判決<sup>2</sup>に従い、本件納税者が国外関連者のためにインドで行ったブランド構築について負担した過大な AMP 費用の額を Bright Line Test に基づいて算定した
- 移転価格調査官は、本件納税者が国外関連者のためにインドで行ったブランド構築に対してコストプラス方式で対価が支払われるべきであるとし、当該対価(課税所得)に対して移転価格調整を行うことを主張した

1 Canon India Pvt Ltd (Canon India)、Reebok India Company (Reebok India)、Sony Ericsson Mobile communications India Pvt. Ltd (Sony)、Discovery Communications India、Daikin Air-conditioning India Pvt. Ltd、Haier Appliances (India) P Ltd および Casio India Co. P. Ltd.

2 LG Electronics India Pvt Ltd 対 Asst CIT (2013) 152 TTJ 273 (Del)

### (3) デリー高等裁判所の見解および判決

#### 1) AMP 費用: 国際取引

デリー高等裁判所は、LG Electronics India 訴訟特別法廷の判決を支持し、AMP 費用は国際取引に該当するという判断を下した。

#### 2) 関連取引の合算

デリー高等裁判所は、移転価格調査官が合算された関連取引の独立企業間価格の算定に取引単位営業利益法が最適であると認めた場合は、当該合算取引の営業利益算定に既にAMP費用等の各費用が反映されているため、各費用の独立企業間価格を個別に算定することはできないという見解を示した。

#### 3) ブランドおよびブランド構築

デリー高等裁判所は、ブランド構築は様々な要因の結果であり、主に製品またはサービスの風評および品質と関連しているとした。事業が進むにつれてブランド価値またはのれんは価値を増すが、事業が失敗するとブランドに傷がつく可能性もあり、また、大したAMP費用をかけることなくブランドを構築できる場合やその逆もあるとした上で、ブランド構築はAMP費用の額に比例するものではないという見方を示した。

#### 4) Bright line test

デリー高等裁判所は、通常のAMP費用と過大なAMP費用の区分に、常にBright Line Testを適用することは不適切であるという判断を示した。

#### 5) 実際の取引の考慮は不要

また、デリー高等裁判所は、以下の2つの例外的な状況に限り税務当局は、実際の取引を無視する、または実際の取引の代わりに別の取引を採用することができる述べた。

- 実際の取引の経済的な実体とその形式と異なっている場合、または
- 実際の取引の形式と実体は一致しているが、当該取引に係る取決めを全体として見た時、当該取決めが独立企業間で締結されるであろう取決めとは異なる場合

#### 6) マーケティング販売に係る直接コスト

デリー高等裁判所は、数量割引等のマーケティング販売費用はブランド構築とは直接関連して

おらず、当該費用は市場開拓および販売量の増加と直接的な関連性(nexus)を有しているとした。したがって数量割引等のマーケティング販売費用はAMP費用には当たらないという見解を示した。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### 税理士法人トーマツ インド室

パートナー 林 博之 [hiroyuki.hayashi@tohmatu.co.jp](mailto:hiroyuki.hayashi@tohmatu.co.jp)

## ニュースレター発行元

### 税理士法人トーマツ

#### 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社（税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家（公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte（デロイト）とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL（または“Deloitte Global”）はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。